

平成30年漁獲可能量留保枠の配分について（まさば及びごまさば）

平成31年4月
水産庁

平成30年漁期のまさば及びごまさばのTACについて、農林水産大臣が留保枠から配分する数量を以下のとおりとする。

【まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群】

	三重県	宮崎県
都道府県別に定める数量(現)	36,000トン ^{注1}	25,000トン ^{注2}
今回の配分量	17,500トン	12,500トン
都道府県別に定める数量(新)	53,500トン	37,500トン
留保枠の残量	9,300トン	

注1：第93回資源管理分科会で承認された数量（6,000トン）を含む。

注2：第92回資源管理分科会で承認された数量（8,000トン）及び第93回資源管理分科会で承認された数量（7,000トン）を含む。

【まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群】

	長崎県	鹿児島県
都道府県別に定める数量(現)	32,500トン ^注	14,000トン
今回の配分量	1,500トン	4,000トン
都道府県別に定める数量(新)	34,000トン	18,000トン
留保枠の残量	3,400トン	

注：第92回資源管理分科会で承認された数量（8,000トン）及び第93回資源管理分科会で承認された数量（1,500トン）を含む。

1 背景

(1) 三重県

主漁期以降に生じたマサバの良好な来遊が継続しており、4月10日時点の漁獲量は数量の91.7%（33,022トン）に達している。県では、漁獲量が概ね5割を超えた時点で関係団体に対して報告頻度の引き上げを求めるとともに、超過することがないように指導に当たることとしている。また、まき網漁業者は、内部の取り決めにより、必要に応じ休漁の実施や専獲の禁止等の措置に取り組むこととしている。

(2) 宮崎県

漁期当初からのマサバの良好な来遊が継続しており、4月10日時点の漁獲量は数量の86.0%（21,381トン）に達している。県では、漁獲量が7割に達した時点で関係団体に対して報告頻度の引き上げを求めるとともに、超過することがないように指導に当たることとしている。また、まき網漁業者は、内部の取り決めにより4月に入り自主休業を実施している。

(3) 長崎県

漁期当初からのマサバの良好な来遊が継続しており、4月10日時点の漁獲量は数量の93.0%（30,210トン）に達している。県では、漁獲量が8割を超えた時点で関係団体に対して報告頻度の引き上げを求めるとともに、超過することがないように指導に当たることとしている。また、まき網漁業者は、内部の取り決めにより、上限に達する恐れがある場合には休漁や投網回数制限の措置に取り組むこととしている。

(4) 鹿児島県

漁期当初からのマサバの良好な来遊が継続しており、4月10日時点の漁獲量は数量の94.8%（13,275トン）に達している。県では、漁獲量が概ね8割に達した時点で関係団体に対して文書による注意喚起を行うとともに、ホームページで状況を公表し、超過することがないように指導に当たることとしている。

(参考1) 各県の主漁期

県名	主漁期
三重県	2月～5月
宮崎県	3月～5月
長崎県	10月～1月
鹿児島県	周年

2 配分量算出の考え方

(1) 算定式

年間予測漁獲量と各県に定められた数量との差とする。さらに来遊状況の特異性等に鑑みて「調整枠」を上乗せする。

(2) 年間予測漁獲量

以下の考え方で算出する（①～③の合計値）

① 7月～3月：実績値

② 4月：4月10日までの実績を基にした推定値

③ 5月～6月：過去5漁期年の漁獲実績の月ごとの上位3年平均の合計値

(3) 調整枠（旧：留保枠）

配分の時期、漁獲の状況や再評価の結果、漁況予測を踏まえ、以下のとおりとする。また、この枠については、資源の来遊状況に応じ配分する旨を都道府県計画に定めるものとする。

ア まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群

上記(2)③の値に、次式から得た平成30年漁期の来遊状況の特異性を表す比率を乗じて算出。

$$\text{比率} = \frac{\text{平成30年漁期の実績値の合計（7月～3月）}}{\text{過去5漁期年の月別上位3平均値の合計（7月～3月）}} - 1$$

イ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

500トン

(参考2) 再評価結果（単位：千トン）

資源	ABC	ABC（当初評価）
マサバ太平洋系群	733	498
ゴマサバ太平洋系群	105	105
マサバ対馬暖流系群	271	313
ゴマサバ東シナ海系群	47	41

(参考3) 漁況予測（出典：宮崎県水産試験場）

現在、太平洋沿岸で漁獲されているマサバは時期や大きさから親魚と推測され、今後西日本へ南下してくることが予想される。これまでのマサバの漁獲傾向から三重県での豊漁後に、おおよそ半月から1か月遅れて日向灘で漁獲されていることから、5月頃まで宮崎県でのマサバの豊漁は続くと考えている。

（以 上）

都道府県別数量一覧

単位：トン

都道府県	数量
北海道	若干
青森県	若干
岩手県	若干
宮城県	若干
秋田県	
山形県	
福島県	
茨城県	若干
千葉県	若干
東京都	12,000
神奈川県	若干
新潟県	若干
富山県	若干
石川県	若干
福井県	若干
静岡県	8,000
愛知県	若干
三重県	36,000
京都府	若干
大阪府	
兵庫県	若干
和歌山県	6,000
鳥取県	
島根県	24,500
岡山県	
広島県	
山口県	若干
徳島県	若干
香川県	若干
愛媛県	若干
高知県	若干
福岡県	若干
佐賀県	
長崎県	32,500
熊本県	若干
大分県	若干
宮崎県	25,000
鹿児島県	14,000
沖縄県	

●以下に該当する場合、都道府県の数量は「若干」と表示。

- ① 平成26年から平成28年までの漁獲量の平均値が100トン以上あるものの、計算された配分量が、都道府県全体の平均値(5,681トン)に満たない場合
- ② 漁獲量は、都道府県全体の平均値(5,681トン)以上であるものの、平成26年から平成28年までの漁獲量の過半が定置網によるものであった場合

●平成26年から平成28年までの漁獲量の平均が100トン未満の都道府県の数量は表示なし。